

# 平成29年度歯周病健診のご案内



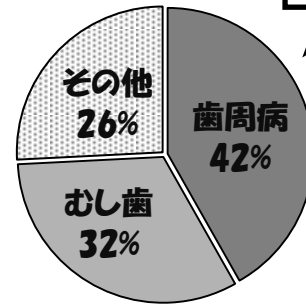
歯周病は40歳を機に増えてくる病気です。また、口の中だけではなく、全身の健康にも悪い影響を及ぼします。この機会に、ぜひ歯周病健診を受けましょう。

糸島市に住民登録のある以下の年齢の人を対象にご案内しています。

年齢	生年月日
40歳	昭和52年4月1日～昭和53年3月31日
45歳	昭和47年4月1日～昭和48年3月31日
50歳	昭和42年4月1日～昭和43年3月31日
55歳	昭和37年4月1日～昭和38年3月31日
60歳	昭和32年4月1日～昭和33年3月31日
65歳	昭和27年4月1日～昭和28年3月31日
70歳	昭和22年4月1日～昭和23年3月31日

※年齢は平成30年3月31日現在

## 【歯を失う原因】



歯を失う原因  
第1位

8020推進財団 「永久歯の抜歯原因調査より」

### 実施期間

平成29年8月1日～平成30年3月31日

### 実施場所

指定歯科医療機関(別紙1 裏面参照)

### 健診料金

700円(健診料4,320円－市助成3,620円)

### 受診方法

裏面をご覧ください

### 持っていく物

- ① 受診券(若草色)※問診項目1～11は事前に記入
- ② 健康保険証
- ③ 健診料金700円

※健診料が無料になる人は「歯周病健診自己負担金無料通知書」

## 市民税非課税世帯、生活保護世帯の人は

## 必ず受診前に申請を！！

市民税非課税世帯・生活保護世帯の人は健診費が無料になりますので、受診する前に市役所健康づくり課で手続きを行ってください。「歯周病健診自己負担金無料通知書」を発行します。事後申請はできません。申請がない場合、健診料700円が自己負担となりますのでご注意ください。

### 【申請場所】

市役所 健康づくり課

### 【申請に必要なもの】

印鑑(シャチハタは不可)

生活保護世帯の人は、生活保護受給証

# 歯周病健診受診方法

## ① 受診券(若草色)の記入

問診項目1～11をご記入ください。



## ② 指定歯科医療機関へ予約

別紙1裏面の「平成29年度歯周病健診指定歯科医療機関」からお選びください。

※載っていない歯科では受診できません。



## ③ 歯周病健診受診

健診後、結果の説明があります。

### 【受診期間】

平成29年8月1日～平成30年3月31日まで



## ④ 健診結果は後日郵送

※健診の結果、受けられる医療行為(歯石除去等)は治療となり健診項目には含まれません。治療費用は自己負担となります。



### <個人情報取り扱いについて>

この健診は、市が委託した糸島歯科医師会の指定歯科医療機関で実施され、結果は糸島歯科医師会を通じて市に報告されます。健診に関する情報は厳重な管理のもと、みなさまの健康管理のために活用させていただきます。

### 問い合わせ先

糸島市役所 健康づくり課 092-332-2069

※市民税非課税世帯または生活保護世帯の方  
必ず受診前に自己負担金  
無料の申請が必要です!

【申請場所】

健康づくり課

【申請に必要なもの】

印鑑(シャチハタは不可)

生活保護世帯の方は

「生活保護受給証」